

京都市告示第 80 号

地方自治法第252条の43第3項において準用する同法第252条の39第5項の規定により、次のとおり個別外部監査契約を締結しました。

平成20年4月16日

京都市長 門川大作

1 住民監査請求に係る個別外部監査の請求に係る事項

平成20年3月31日付け京都市政務調査費に係る住民監査請求（京都市職員措置請求書）に関する事項

2 契約の期間

平成20年4月9日から平成20年6月13日まで

3 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 中村 清之

(2) 住所 京都市中京区六角通東洞院東入藤屋町183番地の1

4 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

5 監査に要する費用の支払方法

執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに実績報告に基づく精算払

6 その他

京都市包括外部監査人を相手方として個別外部監査契約を締結

（総務局総務部総務課）